

加古川市竜ヶ池灰埋立最終処分場維持管理計画書

基準省令第1条第2項に示される「一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準」に基づく「施設の維持管理計画」を次表に示す。

施設の維持管理計画

項目	内容
1. 埋立地以外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地の外に一般廃棄物が飛散・流出しないよう即日覆土を実施する。
2. 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	有機分がほとんどないため悪臭の発生は余り見込まれないが、即日覆土により発生を抑える。
3. 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。	有機分がほとんどないため火災の発生は余り見込まれないが、即日覆土により発生を抑える。消火器は、隣接する管理等に設置する。
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。	有機分がほとんどないためねずみ、蚊その他の害虫の発生は余り見込まれないが、即日覆土により発生を抑える。外来種の動物が巣穴を形成した場合は、見つけ次第埋立による封鎖を行う。
5-1. 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	外周部には、柵で囲い、最終処分場区域を明確にするとともに立ち入り禁止の表示板を設置する。
5-2. 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	
6. 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他の必要な措置を講ずること。	一般廃棄物最終処分場である旨を示す看板をフェンスに設置し、見やすい状態にしておくとともに、表示すべき内容に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他の措置を講じる。
7. 擁壁等を定期的に点検し、	最終処分場の盛土法面は、亀裂の発生、変形に

損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	留意し、毎月1回見回り点検を実施する。
8. 廃棄物を埋立てる前に遮水工を砂その他のもにより覆うこと。	覆土済み。
9. 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工の点検は、最終処分場下流側に設けた井戸から地下水を採水、1か月に1回以上電気導電率や塩化物イオン濃度を測定し、異常の有無を監視する。
10. 最終処分場の周縁の2か所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。	
10-1. 埋立開始前に地下水等検査項目（最終処分基準省令別表第2）、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。	
10-2. 埋立開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録すること。	最終処分場の周縁2か所から採取した地下水について、1年に1回以上、地下水等検査項目（詳細は別紙）、ダイオキシン類について測定を行い、記録する。
10-3. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1か月に1回以上測定・記録すること。	最終処分場の周縁2か所から採取した地下水について、1か月に1回以上、電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定を行い、記録する。
10-4. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類について測定・記録すること。	電気伝導率又は塩化物イオンに異常が認められた場合には、地下水等項目、ダイオキシン類について測定を行い、その結果を記録する。
11. 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化	地下水の水質の悪化が認められた場合には、その原因調査を実施するとともに、生活環境保全

(その原因が当該最終処分場以外にあることが明な場合を除く。)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	上必要な措置を講じる。
12. 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	雨水排水口を部分的に設置済み。
13. 調整池を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	
14. 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	
14-1. 放流水の水質が排水基準に適合することとなるよう維持管理すること。	公共下水道放流のため、放流水はない。
14-2. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	公共下水道放流のため、放流水はない。
14-3. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目 ((2) に規定する小目を除く)、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録すること。 (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1か月に1回以上測定・記録すること。(窒素は技術基準	公共下水道放流のため、放流水はない。

<p>別表1の備考4に規定する場合に限る。)</p>	
<p>14の2. 前項第5号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	導水管は地下埋設管とするため、凍結は起こらないものと考えている。
<p>15. 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂などの速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	周囲に設けた雨水排水設備及びその他の設備を定期的に点検する。また、土砂などが堆積している場合は、速やかに必要な措置を講じる。
<p>16. 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、ガスを発生する恐れのない廃棄物のみを埋立てる場合を除く（管理型のみ）。</p>	ガス抜き管は設置済み。
<p>17. 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	廃棄物の埋立処分が終了した後、厚さが50cm以上の土砂により開口部を閉鎖する。
<p>18. 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	最終覆土を定期的に点検し、損壊の恐れがあると認められるときは、速やかに復旧する。
<p>19. 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	残余の容量については、埋立処分を再開した後に、最終処分場残余容量算定マニュアルに沿って3年に1回、又は1年に1回の頻度で測定し、記録する。
<p>20. 埋立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理結果については、廃止までの期間保管</p>	埋立てた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理結果については、廃止までの期間保管

持管理に当たって行った点
検、検査その他の措置の記録
を作成し、廃止までの間保存
すること。

する。

	項目	測定頻度
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	カドミウム	1回/年
	全シアン	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	PCB	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	塩化ビニルモノマー	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	ふつ素	
	ほう素	
	1,4-ジオキサン	
ダイオキシン類		1回/年
塩化物イオン		いずれか1項目を 1回/月
電気伝導率		